

社会福祉士及び介護福祉士法施行令等の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

○ ○ ○	社会福祉士及び介護福祉士法施行令（昭和六十二年政令第四百二号）（抄）（第一条関係）	1
○ ○ ○	精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（抄）（第二条関係）	3
○ ○ ○	公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）	4

改正案	現行
<p>（登録証の書換交付等の手数料）</p> <p>第十三条 法第三十四条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第三十条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の社会福祉士登録証又は介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元</p> <p>二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第十四条 法第三十六条第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 社会福祉士の登録を受けようとする者 四千五十円</p> <p>二 法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書（次項第二号において「利用者証明用電子証明書」という。）を送信する方法により行う者にあつては、五百円）</p> <p>2 法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円</p> <p>二 法第四十二条第二項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元</p>	<p>（変更登録等の手数料）</p> <p>第十三条 法第三十四条（法第四十二条第二項において準用する場合を含む。）の手数料の額は、千二百円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第十四条 法第三十六条第二項の手数料の額は、四千五十円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 法第四十三条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

円（利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、五百円）

附則

（登録証の書換交付等の手数料）

第二条の三 法附則第四条第三項において準用する法第三十四条の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法附則第四条第三項において準用する法第三十条の准介護福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元
- 二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円

（登録手数料）

第二条の四 法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

- 一 法附則第二条に規定する准介護福祉士の登録を受けようとする者 三千三百二十円
- 二 法附則第四条第三項において準用する法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 六百元

附則

（変更登録等の手数料）

第二条の三 法附則第四条第三項において準用する法第三十四条の手数料の額は、千二百円とする。

（新設）

（新設）

（登録手数料）

第二条の四 法附則第五条第三項において準用する法第三十六条第二項の手数料の額は、三千三百二十円とする。

（新設）

（新設）

○ 精神保健福祉士法施行令（平成十年政令第五号）（抄）（第二条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録証の書換交付等の手数料）</p> <p>第三条 法第三十四条の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第三十条の精神保健福祉士登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 六百元</p> <p>二 登録証の再交付を受けようとする者 千二百円</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第四条 法第三十六条第二項の手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 精神保健福祉士の登録を受けようとする者 四千五十円</p> <p>二 法第三十一条第一項の規定による届出を行って変更の登録を受けようとする者 六百元（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、五百円）</p>	<p>（変更登録等の手数料）</p> <p>第三条 法第三十四条の手数料の額は、千二百円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録手数料）</p> <p>第四条 法第三十六条第二項の手数料の額は、四千五十円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

○ 公認心理師法施行令（平成二十九年政令第二百四十三号）（抄）（第三条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（登録証の書換交付等の手数料）</p> <p>第三条 法第三十五条（法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 法第三十条の公認心理師登録証（次号において「登録証」という。）の書換交付を受けようとする者 三千円</p> <p>二 登録証の再交付を受けようとする者 六千円</p> <p>（登録の手数料）</p> <p>第四条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>一 公認心理師の登録を受けようとする者 七千二百円</p> <p>二 法第三十一条第一項の規定による届出を行つて変更の登録を受けようとする者 三千円（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二十二条第一項に規定する利用者証明用電子証明書を送信する方法により行う者にあつては、三千円）</p>	<p>（変更登録等の手数料）</p> <p>第三条 法第三十五条（法第三十七条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める手数料の額は、六千円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（登録の手数料）</p> <p>第四条 法第三十七条第二項の政令で定める手数料の額は、七千二百円とする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>